

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百四十八号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二の二」を「第五条の二の三」に、「第八節の四」に、「第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る所得の課税の特例（第二十五条の十九・第二十五条の二十四）」を「第八節の四 居住者に係る所得の課税の特例（第二十五条の二十四）」に、「第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る所得の課税の特例（第二十五条の二十一・第二十五条の三十一）」を「第八節の四 内部取引に係る課税の特例等（第二十五条の十八の三・第二十五条の十八の四）」に、「第八節の五 特殊関係株主等である居住者に係る特定外國法人に係る所得の課税の特例（第二十五条の六）」を「第八節の四 居住者に係る特定外國法人に係る所得の課税の特例（第二十五条の十九・第二十五条の二十四）」に、「第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法の二十五・第二十五条の三十一」を「第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業人の課税の特例（第三十六条の二）」に、「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十一条）」を「第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第三十七条）」に、「第十四節の二 國際戦略総合特別区域における連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十九条の九十九の三）」を「第十四節の二 國際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第三十九条の九十九の二）」に、「特別控除額の特例」を「特別控除額の特例」に改める。

		給所得金額、先物取引に係る課税等の金額
第二章の第四節の二つ目から三つ目までの各項	課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する先物取引に係る課税等の金額（以下「先物取引に係る課税等の金額」という）	課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する先物取引に係る課税等の金額（以下「先物取引に係る課税等の金額」という）
第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項	課税総所得金額、先物取引に係る課税等の金額	に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び

に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び

施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

第一項第一号イ(2)第二項イ(2)第三項イ(2)又は第四号イ(2)の月数に、暦に従つて計算し
月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

の繰越控除の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。(以下「先物取引による雑所得等の課税の特例」という。)に改め、「先物取引による雑所得等の課税の特例」を削り、同表第一百六十二条第二項及び第三項の項中、「第一百六十二条第二項及び第三項」を「第一百六十二条第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の二十八の二第一項第二号イ及び第三号イ中「の数」の下に「当該各事業年度の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。(2)において「特定事業年度」という。)にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数)を「以上」の下に「あり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」を加え、同条第三項を次のように改める。

3
一 この条において
次の各号に掲げる用語の意義は
当該各号に定めるところによる。
（一）実績判定期間
當該個人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年
度終了の日以前終了した事業年度の日から起算して二年以内の期間をいふ。

度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。
二 事業年度 法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。
三 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの

寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかに寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人で

ある場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算し、た金額)が三千円以上である場合の当該同一の者(当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く)をいう。

所得税法施行令第二百七十三条第四号に規定する学校、専修学校及び各種学校
児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達支援又は同条第四項に規定する放課後

等デイサービスを行う事業に限る)、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業が行われる施設